

CO₂ゼロエミッション技術支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 脱炭素社会の実現に向け、野菜などの作付けの間の休閑期に緑肥作物を栽培し地中にすき込む取組及びバイオ炭の施用による、土壌への炭素貯留を促進するため、知事は、第2条に定める事業に要する経費に対し、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき農業者及び団体に対し補助金を交付する。

(事業の種類、事業実施主体、経費及び補助額)

第2条 補助の対象とする事業の種類、事業実施主体、経費及びこれに対する補助額は別表1-1及び別表1-2に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業を実施しようとする事業実施主体（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずるもの、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有するものをいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(申請)

第3条 規則第3条の規定により、補助金交付の申請をしようとするときは、知事が定め

る期日までにCO₂ゼロエミッション技術支援事業補助金交付申請書（第1号様式）及びその他知事が必要と定めるものを作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するときは、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

（交付の条件）

第4条 規則第5条に規定する必要な条件は次のとおりとする。

- 一 事業の内容を変更（別表2に規定する重要な変更）する場合には、知事の承認を受けること。
- 二 別表1—1の経費欄に掲げる1と2及び1の（1）と（2）の経費の相互間における経費の流用をしてはならない。
- 三 事業を中止又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けること。
- 四 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 五 その他、知事が必要と認める事項

（承認の手続）

第5条 前条の規定により、知事の承認を受けようとするときは、CO₂ゼロエミッション技術支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）により、知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第6条 規則第10条の規定により、事業の遂行状況を報告しようとするときは、知事が指定する日現在の状況をCO₂ゼロエミッション技術支援事業遂行状況報告書（第3号様式）により、その日から15日以内に報告しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第12条の規定により実績報告しようとするときは、事業完了の日から30日以内、もしくは当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、CO₂ゼロエミッ

ション技術支援事業実績報告書(第4号様式)により、知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をしたときは、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(交付の請求)

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、CO₂ゼロエミッション技術支援事業補助金交付請求書(第5号様式)により、知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 規則第16条の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、CO₂ゼロエミッション技術支援事業補助金概算払請求書(第6号様式)により、知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第10条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、その役員等が第2条第2項第2号又は第3号に該当するもの(補助を受けようとする事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

(書類の経由)

第11条 規則又は要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄の農業事務所の長を経由して提出しなければならない。

附 則

この交付要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度から令和6年度の予算に係る補助金まで適用する。

附 則

この交付要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度からの予算に係る補助金に適用する。

別表1—1（第2条関係）

事業の種類	事業実施主体	経費	補助額
1 緑肥作物栽培支援	県が定める化学肥料・化学合成農薬の使用量の2分の1以下で栽培している野菜産地の生産組織（「ちばエコ農業産地」、農林水産省の農産物表示ガイドラインに基づく減農薬・減化学肥料栽培に取り組む産地等）で、おおむね1産地3ha以上、産地責任者が設置されていて、栽培計画書があること	（1）CO ₂ ゼロエミッションにつながる緑肥作物種子代に係る経費 （2）生産組織が各産地の事業計画等のとりまとめを行うために必要な経費	（1）定額 2,000円／10a以内 （2）定額 98千円／産地以内
2 バイオ炭施用支援	別表1—2に掲げる農業者であって、次の要件を満たす者 （1）「みどりの食料システム法 ^{*1} 」第2条第4項第3号に基づく事業活動（バイオ炭施用）に関し、同法に拠る知事の認定を受けた、又は事業完了時まで認定を受けることが見込まれること （2）バイオ炭施用面積が1ha以上であること	バイオ炭の施用に係る経費	定額 3,000円／10a以内

^{*1}環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）

別表1-2 農業者の要件（第2条関係）

別表1-1の2に掲げる農業者の要件は、次のいずれかとする。

- (1) 持続農業法に基づく県導入指針で定める技術導入計画の認定を受けた農業者（「エコファーマー」）
- (2) 「ちばエコ農業」推進要綱に基づき栽培計画書の登録を受けている、又は事業完了時までに登録が見込まれる農業者、団体又は産地
- (3) 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条の登録認定機関により、有機農産物の日本農林規格に適合した有機農産物の生産を行う者として認定された農業者（以下、「有機JAS認定者」という。）又は事業完了時までに「有機JAS認定者」になることが見込まれる農業者又は団体
- (4) 「みどりの食料システム法」第2条第4項第1号に基づく事業活動に関し、同法に拠る知事の認定を受けた、又は事業完了時までに認定を受けることが見込まれる農業者又は団体

別表2 （第4条関係）

重要な変更	
経費の変更	事業内容の変更
事業実施主体にかかる事業費の30%を超える範囲の増減	事業実施地区の変更

第1号様式（第3条関係）

令和 年度CO₂ゼロエミッション技術支援事業補助金交付申請書

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおりCO₂ゼロエミッション技術支援事業を実施したい
ので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円の交付を申請
します。

記

別紙のとおり

(別紙)

1 事業の目的

2 事業実施計画及びその内容

「CO₂ゼロエミッション技術支援事業実施要領 別記第1号様式」を添付する。

3 負担区分

事業の種類	事業に要する 経費 (円)	負担区分		備考
		県補助金 (円)	自己資金 (円)	
1 緑肥作物 栽培支援				
2 バイオ炭 施用支援				
合計				

※ 備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

4 事業完了予定年月日 (事業完了年月日)

令和 年 月 日

5 収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) (円)	前年度予算額 (本年度予算額) (円)	比 較		備考
			増 (円)	減 (円)	
県補助金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) (円)	前年度予算額 (本年度予算額) (円)	比 較		備考
			増 (円)	減 (円)	
計					

第2号様式（第5条関係）

令和 年度CO₂ゼロエミッション技術支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け千葉県安農指令第 号で補助金交付決定のあったCO₂ゼロエミッション技術支援事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更（中止・変更）の理由
- 2 変更（中止・変更）の内容
- 3 その他必要事項

（注）第1号様式に準じ、変更事項ごとに、変更前をカッコ書きで上段に変更後とその下段の二段書きにして内容が対比できるように作成すること。

第3号様式（第6条関係）

令和 年度CO₂ゼロエミッション技術支援事業遂行状況報告書

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

所在地
名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け千葉県安農指令第 号をもって交付決定のあった
令和 年度CO₂ゼロエミッション技術支援事業について、令和 年 月 日現在の
遂行状況を千葉県補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の種類	計画事業費 (円) (A)	出来高事業費 (円) (B)	進捗率 (%) (B/A)	残高事業費 (円) (A-B)	備考
1 緑肥作物栽培支援					
2 バイオ炭施用支援					
合計					

第4号様式（第7条関係）

令和 年度CO₂ゼロエミッション技術支援事業実績報告書

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け千葉県安農指令第 号で補助金交付決定のあったCO₂ゼロエミッション技術支援事業について、下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

別紙のとおり

(以下、第1号様式に準ずる。)

※ 交付申請と実績報告で変更がある場合、双方を容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、交付申請時を括弧書きで上段に記載すること。

第5号様式（第8条関係）

令和 年度CO₂ゼロエミッション技術支援事業補助金交付請求書

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け千葉県安農達第 号で額の確定のあったCO₂ゼロエミッション技術支援事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

第6号様式（第9条関係）

令和 年度CO₂ゼロエミッション技術支援事業補助金概算払請求書

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

所在地
名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け千葉県安農指令第 号で補助金交付決定のあった
CO₂ゼロエミッション技術支援事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項
の規定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

金 円

第7号様式（第3条第2項関係）

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

所在地
名称
代表者氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け千葉県安農指令第 号で補助金交付決定のあった
令和 年度CO₂ゼロエミッション技術支援事業補助金交付要綱第3条2項の規定により、
下記の とおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 年 月 日付け千葉県安農達第 号による額の確定通知額 | | |
| | | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | | |
| | | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | | |
| | | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注 事業実施主体の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。